

○インターネット **はらまち九条の会** 検索 で、本会活動や会報をご覧ください。

『いちめんのなのはな』(葛島)が
『いちめんのフロンパッパ』
だなんて...

九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.278

2016(平成28)年2月16日(火)発行



■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」の一点をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。どなたでも、どこに住んでおられようと会員になれます。何の拘束もなく、匿名でもけっこうです。■結成は05年12月。会員は南相馬市原町区を中心に441名。年会費千円。

■3.11の大震災後、「事故の福島第一原発に世界一近い『九条の会』」「日本国憲法の間接的起草者の憲法学者鈴木安蔵のふるさと」を自覚して活動しています。

■昭和20年の今日2月16日は、東北地方で初の空襲・「原町空襲の日」で、4名が犠牲になりました。

今年も「はらまち春の市民まつり」<4月29日(金)旭公園>に参加

「安保法制・廃案」などのメッセージをハガキで送ってください!!

○南相馬市恒例の“春の市民まつり”が、4月29日、原町区旭公園で開催されます。

本会も昨年に引き続き参加します。 **会員の皆さまもぜひお出かけください!**

○本会のブースでは、

活動するのは今です。一緒に声を出しましょう

① **3つの署名「安保法制廃案2000万人」**

「憲法9条にノーベル賞を」「さよなら原発1000万人アクション」の署名を集めます。

② **ハガキ(平和メッセージ・絵手紙)の展示**

③ **会員朝倉悠三さんの「震災絵日記」の展示**

④ **脱原発カンバッチ・シールのプレゼント**

⑤ **本会の「憲法」「バッチ」の販売**

⑥ **「会報集録②」の展示・ひと休みコーナーも**



▲昨年の「はらまち春の市民まつり」の様子。今年も4月29日、旭公園でお待ちしています。

同封のハガキに、「安保法制・廃案」「9条を守れ」「脱原発」などの平和メッセージや川柳・絵手紙などを書いて、52円切手を貼り、**4月15日まで投函してください。**

「戦争(安保)法廃止2000万人署名」 もう提出されましたか?

○4月25日まで事務局へ届けてください ○子どもさんでも代筆でもOKです!

本会の目標は2,000筆ですが、現在281筆。県内各九条の会も署名活動に頑張っています。私たちも旭公園の「春まつり」会場での署名、また直接署名用紙を持参されても結構です。

<「はらまち九条の会」これからの活動>

○4月29日(金・昭和の日) 原町区旭公園「はらまち春の市民まつり」参加

○5月 3日(憲法記念日) 南相馬市全戸に「安保法制廃案チラシ」新聞折り込み

同日 全国紙(『朝日・毎日・読売』)掲載の「市民意見広告運動」に協賛参加

○10月16日(日)「はらまち九条の会」総会・映画『日本と原発』上映 会場:中央図書館

◇2ヶ月に3号程度の会報「九条はらまち」の発行・郵送◇

<< 自民党改憲草案 を考える・その⑬ 緊急事態条項 >>

◆祖父岸信介の野望に取り憑かれ、なんとしても「改憲」したいアベ首相は、まず賛成を得やすい「お試し改憲」として、「緊急事態条項」を憲法に加える“加憲”から始めようと言いつけています。

第98・99条「緊急事態条項」は「戦争できる国」の一環です

- 自民党草案の「緊急事態」とは、「大規模な自然災害」に対応することと、「我が国に対する外部からの武力攻撃」に備えるためと明記しています。
- 実は戦争に備え内閣（首相）に権力を集中させ、国会の議決なしで、政府が法律と同じ効力のある政令を出せるようになる。戦前の「戒厳令」と同じ。
- 国民の人権を制限停止することになり、国民が国家に服従義務もある。
- 東日本大震災などを例にあげているが、現在の法律で充分対応できる。
- 為政者にとって重宝な、便利な条項で、「戦争できる国」の一環に過ぎない。

「あすか」パンフより



第九章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2| 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3| 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えて緊急事態の宣言の承認を得なければならない。

4| 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができ、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2| 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3| 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4| 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

これが自民党改憲草案の「緊急事態」条項

<県九条の会主催>

小林 節さん講演会

○9月11日(日)午後1時～5時 ○福島市・福島県文化センター

小林節さんは、あの国会で「安保法案は違憲」とズバリ明言した慶応大学法学部教授。弁護士。「自民党改憲草案」が立憲主義に逸脱していると批判。辛口の、アベ政権の違憲政策のお話が聞けそうです！

